

**平成31年八戸学院野辺地西高等学校重大事態
再調査報告書**

概 要 版

令和3年3月30日

青森県青少年健全育成審議会いじめ調査部会

はじめに ー再調査結果の報告にあたってー

この度の再調査の結果報告にあたり、亡くなられた生徒さんの御冥福を心からお祈りするとともに、御遺族に心からお悔やみを申し上げます。

昨年11月、本調査部会は、知事からの再調査の指示を受け、調査・審議を開始しましたが、学校法人が設置した第三者委員会において、専門分野の委員が約1年間にわたって会議を重ね、その知見を活用して調査報告書を取りまとめており、これを再調査するという難しい立場での審議となりました。いじめ防止対策推進法に基づく再調査は、本県において2例目であるものの、1例目からの間においても、いじめ問題に関する取組を含め、児童生徒を取り巻く環境等に様々な変化があったことから、改めて、法の目的・基本理念や再調査の意義・趣旨、調査・審議の進め方や部会の姿勢などの基本的な方針を確認した上で、次の点に留意しながら議論を進めました

- 法の目的である「児童生徒の尊厳の保持」を重視し、できる限り公平性、中立性、客観性を重視する立場に立って、事実解明に努める。また、保護者に対する情報提供を丁寧に行う。
- 法の目的である「いじめの防止」のために何をすべきかを念頭に審議し、関係者や学校等に対する一方的な批判に陥らないようにする。
- 保護者や調査に関わった方々の心情や精神的な負担に配慮し、できるだけ早期に調査結果をまとめるとともに、情報の公表には十分に注意する。

本調査部会では、委員それぞれの専門的な知識や経験を活かし、活発に議論を行って、本報告書をまとめることができました。また、調査に御協力いただいた皆様には深く感謝申し上げます。

令和3年3月30日

青森県青少年健全育成審議会いじめ調査部会

部会長職務代理者 船木 昭夫

再調査結果の概要

1 経緯

- 平成31年1月に発生した八戸学院野辺地西高等学校における重大事態について、令和2年8月4日(火)、学校法人光星学院理事長から知事に対して、学校法人が設置した第三者委員会による調査結果が報告された。
- 調査では、いじめがあったとは認められないと結論づけており、この調査結果について、亡くなった生徒の保護者から、「報告書は了承できない」「納得できる再調査を強くお願いしたい」旨の所見が知事に提出された。
- 知事は、いじめ防止対策推進法に基づく調査(再調査)の実施について青森県青少年健全育成審議会いじめ調査部会から意見を聴取した上で判断することとし、令和2年8月31日(月)に諮問を行った。同年11月12日(木)、再調査を行うことが適当と判断される旨の答申を受けたことを踏まえ、知事は、翌13日(金)に再調査の実施を決定した。
- 知事による再調査実施の決定を受け、同年12月8日(火)から青森県青少年健全育成審議会いじめ調査部会による再調査を実施したものである。

<経緯>

平成31年	1月16日(水)	八戸学院野辺地西高等学校2年の男子生徒が自殺 (学校による調査の実施)
令和元年	8月8日(木)	学校法人光星学院が設置した第三者委員会が調査を開始
令和2年	8月4日(火)	学校法人光星学院理事長から知事に調査結果を報告
	8月31日(月)	知事が青森県青少年健全育成審議会に諮問
	11月12日(木)	青森県青少年健全育成審議会が知事に答申
	11月13日(金)	知事が調査(再調査)の実施を決定
	12月8日(火)	青森県青少年健全育成審議会いじめ調査部会による再調査を開始
令和3年	3月30日(火)	いじめ調査部会が知事に再調査結果を報告

2 再調査に係る主要論点

いじめ調査部会では、再調査は、重大事態の対処及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するよう、事実関係を明らかにすることを第一義として行うものとし、自殺の過程(明らかになった事実の影響、自殺に追い込まれた心理の解明)についても、できるだけ明らかにしていくこととした上で、次の3点を再調査に係る主要論点とした。

主要論点1 いじめの有無(いじめ防止対策推進法上のいじめの有無と内容)

主要論点2 自殺の背景(いじめと自殺の関係)

主要論点3 重大事態への対処又は再発防止に係る提言(いじめが確認された場合)

再調査における調査・審議対象項目は、学校法人による調査の項目(保護者から指摘のあった疑問点ないし不審点15項目)、保護者からの所見で示された事柄、再調査の必要性の判断に際して行った証拠資料の精査により把握された未調査事項等から、以下のとおり整理した。

- いじめの有無に関連する調査・審議対象項目……………12項目
- 自殺との関係に関連する調査・審議対象項目……………4項目
- その他の項目……………2項目

3 再調査の結論

主要論点1 いじめの有無 【第五章】

- ① 本事案におけるいじめの有無については、いじめ防止対策推進法及び青森県いじめ防止基本方針に示される法の趣旨及びいじめの定義に照らして判断した。
- ② いじめの有無に関連する調査・審議対象項目として整理した12項目について、事実関係を確認した上で検討した結果、4つの項目においていじめと認められる行為があったと判断した。

主要論点2 いじめと自殺の関係 【第八章】

- ① いじめと結論づけられた4つの項目は、自殺に向かう気持ちを抱くに至った心理状態に影響を与えたという意味で自殺の一要因であると考えられるものの、いじめと結論づけられた4つの項目のみが、直接的に自殺の原因であったとは認められない。
- ② 当該生徒の自殺に至る心理過程は、多面的で重層的であり、当該生徒が自殺に至った心理状態は、いじめの事象だけではなく、友人、交際相手、学校生活、家族等との様々な人間関係において抱いた様々な感情が境目無く関連している。
- ③ いじめの事象のみが自殺の原因であったとは言えず、それ以外の様々な事象も含め、相互に影響を与えたと推察される。

主要論点3 再発防止に向けて(提言) 【第九章】

- ① 法が定めるいじめの定義について、学校、児童生徒、保護者が正しく理解する必要がある。
- ② いじめを予防するために、児童生徒の個々の特性を踏まえた指導や、いじめを自分事として捉え、考え、議論するなどの具体的な活動に取り組む必要がある。
- ③ 若者が安易に使用する「死ね」「ウザイ」「ムカツク」という言葉は、他人との関係性を遮断してしまう言葉であり、これらの粗暴で差別的表現が使われる言語環境に対する指導方針を明確にする必要がある。
- ④ いじめを早期かつ効果的に発見するために、児童生徒や保護者へのアンケートの実施方法について、より一層留意する必要がある。
- ⑤ 携帯端末使用のルールづくりや、ネットいじめの危険性への対応など、情報モラル教育を充実する必要がある。
- ⑥ 自殺予防のため、「SOSの出し方に関する教育」に加えて、「SOSの受け止め方」についても児童生徒が学ぶことができる自殺予防教育を推進することが重要である。また、児童生徒の自殺のサインや、青年期の心の発達について、教員・保護者が理解する必要がある。
- ⑦ 学校と家庭との間での情報共有に努め、スクールカウンセラーなどの専門的な知識を有する者と連携するとともに、教員が少しでも児童生徒の違和感を覚えた場合には、学校全体で対処にあたる体制を整備する必要がある。
- ⑧ いじめの未然防止のために、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を果たし、社会全体として児童生徒の健全育成を進めていく機運を醸成することが重要である。

第1 再調査の趣旨と調査方針

1 再調査の基本的考え方

- ① 再調査は事実関係を明らかにすることを第一義として行うものであり、自殺の過程（明らかになった事実の影響、自殺に追い込まれた心理の解明）についても、できるだけ明らかにしていく。
- ② 再調査は学校法人が行った調査（以下「学校法人調査」という。）の結果について調査するものであり、改めて調査自体をやり直すものではないものである。よって、いじめ調査部会が適切と判断した学校法人調査の証拠書類を資料として用いるとともに、必要とされた追加調査を行うことにより、資料の充実を図り、より幅広い視点での調査・審議を行う。
- ③ 私立学校法第6条に規定する知事による権限の適切な行使等も念頭に置いて、明らかになった事実を踏まえての事態への対処又は同種の事態の発生防止に係る提言を行う。

2 いじめ調査部会による追加調査の実施

（1）追加調査の実施方針

再調査における調査・審議対象項目を整理し、学校法人調査の証拠書類の精査と併せて行いつつ、学校法人調査結果を検討した。

その結果、追加調査の実施が必要と判断された調査・審議対象項目に対しては、各項目に係る学校法人調査の内容を踏まえて、聴き取り調査、アンケート調査及び資料収集のうち必要な調査を検討し、実施することとした。

（2）実施した追加調査の内容

ア 当該生徒保護者に対する聴き取り調査

学校法人調査において保護者からの聴き取り調査が複数回行われており、また、再調査の必要性の判断に係る審議に際して、保護者の所見の趣旨等を確認するための聴き取りをいじめ調査部会として行っているが、本重大事態の事実関係の明確化及び当該生徒の生育歴や生活状況等について確認を行うため、いじめ調査部会として改めて聴き取り調査を行った。

イ 野辺地西高の元同級生に対する無記名式アンケート調査及び聴き取り調査

いじめの有無に関する事実確認等を目的として、より多くの情報を得ることができるよう、回答のしやすさを考慮し、学校法人調査では実施されていない無記名式アンケート調査を新たに実施した。さらに、学校法人調査において元同級生からの聴き取り調査が行われているが、本重大事態の事実関係の明確化及び当該生徒の学校生活の状況、友人関係等について確認を行うため、いじめ調査部会として改めて聴き取り調査を行った。

ウ 野辺地西高の関係教員に対する聴き取り調査

学校法人調査において関係教員からの聴き取り調査が行われているが、本重大事態の事実関係の明確化及び当該生徒の学校生活の状況、友人関係等について確認を行うため、いじめ調査部会として改めて聴き取り調査を行った。

エ 当該生徒の中学校時代の学級担任に対する聴き取り調査

学校法人調査では、中学校時代の関係者に対する聴き取り調査を行っていないことから、当該生徒の中学校での学校生活の状況、友人関係、性格傾向等について確認を行うため、聴き取り調査を行った。

オ 野辺地西高に対する聴き取り調査

平成30年度におけるいじめ防止対策等について確認するため、野辺地西高に対する聴き取り調査を行った。

カ 資料収集

その他、保護者、学校法人、当該生徒が通学していた小・中学校から資料の提供を依頼した。

第2 いじめの有無(主要論点1)

1 「いじめ」の定義

○いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

○ 青森県いじめ防止基本方針（平成29年10月改定 青森県・青森県教育委員会）

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

2 いじめの定義

（1）法の定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つて行う必要がある。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないようにする必要がある。

例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、行為が起こったときのいじめを受けた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認するとともに表面のみにとらわれることなく、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

（4）「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

※（4）は一部を抜粋して掲載。

2 いじめの有無の判断基準

(1) いじめの有無に関連する調査・審議対象項目の整理

学校法人調査における調査項目（保護者から指摘のあった疑問点ないし不審点15項目）を、保護者からの所見で示された事柄、再調査の必要性の判断に際して行った証拠資料の精査により把握された未調査事項等を含めて整理し、いじめの有無に関連する調査・審議対象項目を12項目とした。

(2) 事実認定の判断基準

学校法人調査及び追加調査で得られた客観証拠あるいは第三者の自身の経験を語った客観証言により判断した。また、客観証拠、客観証言がない場合は、当該生徒のLINEの記録、当該生徒保護者の証言及び当該行為者の主張等を吟味し、総合的に判断した。

(3) 当該行為の「いじめ」要件該当性の判断

いじめに当たるかどうかの判断の要件は、①当該生徒と一定の人的関係があったか、②当該生徒に心理的又は物理的な影響を与える行為であったか、③当該生徒が心身の苦痛を感じていたかという3点であることから、事実認定されたそれぞれの行為がこれら3要件に該当するかどうかを判断した。

3 いじめの有無の判断

再調査において整理した12項目に関して、当該行為の事実認定の判断及び当該行為のいじめ要件該当性の判断によりいじめの有無を判断した結果、4つの項目について、いじめと認められる行為があったと判断した。

12項目のいじめの有無の判断

※白抜き番号の項目がいじめがあったと判断された項目

	項目の概要	判断
1	<p>ワイシャツの背中の足跡 保護者及び親戚から「(平成30年の)夏頃に当該生徒のワイシャツの背中に足跡がついていたことがあった」との指摘があったもの。 家に帰ってきた当該生徒に保護者が理由を問いただしたところ、「けんかし、先生が仲裁に入った」と言っていたとするもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学校法人調査及び追加調査により、ワイシャツの背中に靴跡が付いたことがあったという事実が確認された。 靴跡がついた理由として、項目記載の事実の確認ができなかった。 <p>◎よって、いじめがあったとは判断できない。</p>
2	<p>制服ブレザーの裾の破れ 保護者及び親戚から「当該生徒の制服のブレザーの裾がやぶれていたことがあった」との指摘があったもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学校法人調査により、当該生徒のブレザーの裾が破れたことがあったという事実が確認された。 裾が破れた原因は、友人生徒が相互に了解の上で行った共同の行為に起因すると推認されることから、心身の苦痛を受けたとは認められない。 <p>◎よって、いじめがあったとは判断できない。</p>
3	<p>右顎についていた跡 当該生徒の姉から当該生徒の右顎に跡がついていたことの指摘があったもの。 保護者が当該生徒に誰かに殴られたものではないかと問いただしたところ、「スクールバスで寝ていた時に窓に寄りかかってできた跡だ」と話していたとするもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学校法人調査により、右顎に跡がついていた事実が確認された。 右顎に跡がついたことの理由は確認できなかった。 <p>◎よって、いじめがあったとは判断できない。</p>
4	<p>「死ね♡」と書かれたメモ 母から「「死ね」というノートの切れ端が教科書の中から出てきた」との電話が学校にあり、そのノートの切れ端が学校にFAXで送信されてきたもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学校法人調査及び追加調査により、友人生徒と当該生徒の間でやり取りされた事実が確認された。 振られた元交際相手が自分の友人生徒とは交際する可能性があるとの趣旨の発言を意図的に聞かされたこと及び振られて数日後の当該生徒に対して「なぜ病むのか」と発問し、自己の脆弱性を示した「メンタル弱いから」という当該生徒の回答に対し、上記と併せる形で正答という意味での丸印を付した一連の行為により、心身の苦痛を感じたものと認められる。 <p>◎よって、友人生徒からいじめがあったと判断する。</p>
5	<p>平成31年1月2日の友人生徒とのLINEのやり取り 保護者から「平成31年1月2日に当該生徒が友人生徒を(LINEアプリで)ブロックしており、友人生徒と何かあったのではないか」との指摘があったもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学校法人調査及び追加調査により、項目記載の日に友人生徒とのやり取りがあったという事実が確認された。 <p>○失恋を契機として悲観的な心情であった当該生徒が「勝手に死ね」、「死ぬなら一人で死ね」という発言に対して苦痛を感じたと考えられる。</p> <p>●また、友人生徒は当該生徒に1月2日に「死</p>

	項目の概要	判断
		<p>にたい」と言われた際の思いとして「うんざりしてて」と表現している。また、過去の同様の場面において「手に負えないことがあった」と証言するとともに相談される側として大変だったとの思いも確認できることから、友人生徒が1月2日のやり取りで心身の苦痛を感じたと考えられる。</p> <p>○よって、友人生徒から当該生徒に対するいじめがあったと判断する。</p> <p>●また、友人生徒が当該生徒とけんかをしたとの認識があり、当該生徒から友人生徒に対するいじめがあったと判断する。</p>
6	<p>平成31年1月15日（実際には14日深夜から15日未明）のLINEでのグループトークのやり取り</p> <p>保護者から「平成31年1月15日深夜、友人生徒とそれ以後のLINEグループを初めて行った後に自殺したこと（出校日の平成31年1月16日の早朝に自殺したこと）を考えれば、学校に行きたくない理由があったのではないか」との指摘があったもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学校法人調査及び追加調査により、項目記載の日にLINEグループのやり取りがあった事実が確認された。 当該生徒からの相談に対して、友人生徒は励ます回答のほか、意見を述べており、意見に対しては当該生徒も同意していることから、心身の苦痛を感じたとは認められない。 <p>◎よって、いじめがあったとは判断できない。</p>
7	<p>元交際相手からのメールに「死ね」と書かれていたとすること</p> <p>母親から「元彼女から死ねとメールが来ていた」との指摘があったもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学校法人調査及び追加調査から、元交際相手から当該生徒に対して「死ね」という言葉が発せられた事実は確認できなかった。 元交際相手の「あー楽しみ」「勝手にしろ」等の発言は、死をほのめかしながら復縁を迫る当該生徒を突き放さざるを得なかったための発言と認められ、これらの発言によって心身の苦痛を感じたとは認められない。 <p>◎よって、いじめがあったとは判断できない。</p>
8	<p>眼の疾患について</p> <p>母から「当該生徒が頻繁にメールのやり取りをしていた愛知の女子中学生から、当該生徒が眼に疾患があることを馬鹿にする生徒、先生もいたと聞いた」との指摘があったもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学校法人調査及び追加調査により、当該生徒が眼に先天性の疾患を患っていた事実が確認された。 女子中学生が当該生徒から聞いた「眼の疾患を馬鹿にする生徒がいて」という話と眼の疾患について友人生徒が当該生徒に聞いたこととの関係性は不明であり、また、友人生徒が当該生徒に眼の疾患のことを聞き、そのことを聞いた後に当該生徒に眼の疾患があることを受容していることから、これによって心身の苦痛を感じたとは認められない。 <p>◎よっていじめがあったとは判断できない。</p>
9	<p>筆箱に彫られた性的な言葉</p> <p>保護者から「当該生徒の筆箱に性的な言葉が彫られていた」との指摘があったもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学校法人調査及び追加調査により、筆箱（筆入れ）に性的な言葉が彫られていた事実が確認された。

	項目の概要	判断
		<ul style="list-style-type: none"> ・彫られていた言葉は人権を侵害する言葉であり、消去困難な傷を付ける方法により筆箱（筆入れ）に表記されたことにより、当該生徒は心身の苦痛を感じたものと認められる。 <p>◎よって、野辺地西高のいずれかの生徒からいじめがあったと判断する。</p>
10	<p>高2の夏頃におけるジャージの紛失</p> <p>保護者から「高校2年生の夏頃、当該生徒がジャージをなくしたと言ってきたが、何か月かして食堂で見つかったと言ってきたことがある」との指摘があったもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校法人調査及び追加調査により、一定の期間、当該生徒のジャージ上着の所在が分からなくなった事実が確認された。 ・食堂で見つかったという事実は確認できなかった。 ・ジャージ紛失の原因が「借りパク」（借りたまま自分のものにされた）であるかどうかは確認できなかった。 <p>◎よって、いじめがあったとは判断できない。</p>
11	<p>友人生徒からいじめに係る証言の申出があったとすること</p> <p>母親から「当該生徒の友人生徒が「いじめがあった」ということを証言してくれる」との申出があったもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・追加調査から、いじめに該当する可能性があると考えられる行為は確認できなかった。 <p>◎よって、いじめがあったとは判断できない。</p>
12	<p>同級生からのパシリ行為</p> <p>学校法人調査の証拠書類の精査作業において、友人生徒からの聴き取り調査で、「当該生徒が友人からパシリ行為を受けていた」とのいじめにつながる可能性がある証言が得られていたにも関わらず、未調査となっていたと考えられる事項である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校法人調査及び追加調査により、数名の友人生徒から、「パシリ行為」を受けていた事実が確認された。 ・当該生徒は、これらの友人生徒との関係において不利な立場にあり、買い物に行かされる等の行為が一方的に行われていたことにより、心身の苦痛を感じたと考えられる。 <p>◎よって、友人生徒からいじめがあったと判断する。</p>

第3 いじめと自殺の関係(主要論点2)

1 自殺の要因について

- ① 当該生徒は、1月1日の失恋体験を契機に、抑うつ気分を引き起こし、交際相手から女々しいと指摘された自分自身への自己嫌悪から、その自分を消し去りたいという衝動も相まって、希死念慮が出現したと推察される。
- ② 加えて、当該生徒は、失恋後の1月2日に行われた友人生徒とのSNSのやり取りの中で、自身の強固な希死念慮に対して粘り強い、援助と救いの言葉を発し続けてくれることを望んでいたものの、希死念慮の表明が執拗で強固に繰り返されたことで、友人生徒はうんざりし「死ぬなら一人で死ね」と返し、失恋に加えて友人関係での孤立という要因の重複により、自殺の行動化が起きやすかったものと推察される。
- ③ その後も冬休み中は、元交際相手との復縁を望み、複数の人に相談したが復縁には至らず、強い希死念慮と、生きたいという意思とのせめぎ合いで揺れ動きながら生活していたものと思われる。
- ④ 当該生徒は冬休み最終日の1月15日深夜～16日未明に自殺しているが、翌日の登校について考えながら、冬休み中の失恋、それによる抑うつ気分や希死念慮、死にたい気持ちを受け止め切れなかった友人とそれに対する自分自身で感じた拒絶感に再度思い至り、登校し、多くのものを喪失した自分の姿を友人たちの前にさらすことで自身の面目が損なわれる不安も重なり、希死念慮を加速させてしまったと思われる。
- ⑤ そういった希死念慮を端緒とし、インターネットで容易に自殺の情報を得てしまったことで、行動化し、自殺を完遂させる結果となったものと思われる。

2 いじめと自殺の関係について

- ① いじめと結論づけられた4つの項目は、自殺に向かう気持ちを抱くに至った心理状態に影響を与えたという意味で自殺の一要因であると考えられるものの、いじめと結論づけられた4つの項目のみが、直接的に自殺の原因であったとは認められない。
- ② 当該生徒の自殺に至る心理過程は、多面的で重層的であり、当該生徒が自殺に至った心理状態は、いじめの事象だけではなく、友人、交際相手、学校生活、家族等との様々な人間関係において抱いた様々な感情が境目無く関連している。
- ③ いじめの事象のみが自殺の原因であったとは言えず、それ以外の様々な事象も含め、相互に影響を与えたと推察される。

第4 再発防止に向けて(提言)

1 法が定める「いじめ」の理解の徹底

法が定めるいじめの定義では、被害者が「心身の苦痛を感じている」という主観的要件でその妥当性が判断されるものであり、いわゆる社会通念上のいじめの範囲よりも極めて広く捉えられなければならない概念だということを、学校、児童生徒、保護者が正しく理解する必要がある。

2 いじめ予防教育の充実

(1) 生徒の個々の特性を踏まえた指導

いじめ予防のためには、児童生徒の特性、児童生徒間の関係性等、集団の状況を把握するためのきめ細かな個人面談、相談体制を構築する必要がある。

(2) 具体的な取組の実施

学校現場においては、児童生徒各々が、いじめを自分事として捉え、考え、議論するなど具体的な活動に取り組む必要がある。

3 適切な言語環境の醸成

若者が安易に使用する「死ぬ」「ウザイ」「ムカつく」という言葉は、他人との関係性を遮断してしまう言葉であり、これらの粗暴で差別的表現が平気で使われる言語環境に対する指導方針を明確にする必要がある。

4 いじめを早期かつ効果的に発見するためのアンケート調査の実施

(1) 児童生徒へのいじめアンケートについて

児童生徒が他の児童生徒の目を気にせず正直に回答できるよう、アンケート用紙を家庭に持ち帰らせ、後日封筒に入れて回収する方法も効果的である。また、質問事項については、児童生徒が他の児童生徒からされて困っていること、苦しいこと及び嫌なことなどの具体的な事実を回答させる質問にすべきである。

(2) 保護者へのいじめアンケートについて

保護者が感じた児童生徒の違和感を教員が共有するためには、保護者へのいじめアンケートの実施も効果的である。

5 情報モラル教育の充実

(1) 教育課程全体で取り組む重要性の再確認

学校においては、情報社会やネットワークの特性の一側面として負の部分を理解させた上で、正しい活用方法、情報を見分ける判断力や心構えの育成等について、教育活動全体の中で継続的に取り組む必要がある。

(2) 携帯端末使用のルールづくりの重要性

携帯端末を児童生徒に持たせる場合には、家庭において使用のルールを定めるとともに、その利用の仕方に目を配り、トラブルに巻き込まれないように配慮することが求められる。

(3) ネットいじめの危険性への対応

ネットいじめは、外部からは認識しづらい閉鎖的なSNS環境でのコミュニケーションツ-

ルを介するものが多く、ネットいじめを受けている人は、リアルな空間でもいじめを受けている可能性が高い。なお、ネットいじめは、加害者の保護者等が法的に責任を問われるため、教職員や生徒のみならず、保護者等も含めた関係者を対象とした研修機会を設定する必要がある。

6 自殺予防のための取組

(1) 児童生徒に対する自殺予防教育の推進

各学校において、「SOSの出し方に関する教育」に加えて、SOSの受け止め方についても児童生徒が学ぶことができる自殺予防教育を推進することが重要である。

(2) 自殺のサインと対応

児童生徒の自殺を防ぐために、児童生徒の自殺のサインについて理解し、全ての児童生徒について、自殺の危険因子の有無を確認しておくことが重要である。

(3) 青年期の心の危機に関する教員・保護者対象の研修の実施

教員と保護者は、青年期の心の発達について理解することが必要であり、学校等が、児童生徒の心の発達や病理について、教員・保護者を対象とした研修を行うことが望まれる。

7 学校・家庭・外部専門家等との連携

(1) 学校と家庭との連携

いじめ防止のために必要な情報収集にあたっては、学校と家庭との連携を強化し、相互の情報共有に努めなければならない。

(2) いじめ防止体制の充実

特定の教職員が一人で問題を抱え込まず、管理職や生徒指導担当教員、養護教諭等に加え、状況に応じて心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者と連携しながら、学校として組織的に対応することが重要である。

(3) 学校の危機対応

教員が児童生徒の違和感を覚えた場合には、全教職員間で情報を共有し、保護者とも連携しながら、調査、指導及び見守りなど一連の過程において、学校全体で対処にあたる体制を整備する必要がある。

8 青少年の健全育成と命を大切にすることを育む取組の推進

いじめの未然防止のために、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を果たしていくことが必要である。

(1) 青少年育成県民運動の推進

青少年が健やかに成長していくことが、再発防止につながっていくものであり、地域を構成する団体や住民一人ひとりが共に手をつなぎ積極的に地域づくりに参画する、青少年育成県民活動のさらなる推進が望まれる。

(2) 命を大切にすることを育む県民運動の推進

地域全体で子どもを見守る環境づくりを促進し、子どもたちの孤立感の解消や明るく前向きに未来へ進んでいく気持ちを醸成していくことが再発防止につながっていくものであり、命を大切にすることを育む県民運動のさらなる推進が望まれる。

第5 審議経過等

1 青少年健全育成審議会いじめ調査部会委員名簿

	所属	氏名	備考
1	青森大学社会学部 教授・精神保健福祉士	船木 昭夫	部会長職務代理者
2	青森中央学院大学経営法学部 教授	成田 昌造	
3	青森県弁護士会・弁護士	清水 和秀	
4	青森県公認心理師・臨床心理士協会 (青森県発達障害者支援センター「ステップ」)	成田 成美	
5	青森県PTA連合会理事	山本 淑子	
6	青森県精神保健福祉協会・精神科医	田中 治	
7	弘前大学教育学部 教授	田名場 忍	部会長 全審議に不参加

2 いじめ調査部会による調査・審議経過

実施年月日	内 容
令和2年11月13日(金)	(知事による再調査の決定)
令和2年12月8日(火)	第6回いじめ調査部会(再調査第1回審議)
令和2年12月16日(水)	第7回いじめ調査部会(再調査第2回審議)
令和2年12月23日(水)	第8回いじめ調査部会(再調査第3回審議)
令和3年1月7日(木)	第9回いじめ調査部会(再調査第4回審議)
令和3年1月12日(火) ～2月2日(火)	無記名式アンケート調査
令和3年1月14日(木)	聴き取り調査(当該生徒保護者1回目)
令和3年1月23日(土)	聴き取り調査(当該生徒保護者2回目)
令和3年1月28日(木)	第10回いじめ調査部会(再調査第5回審議)
令和3年1月29日(金)	聴き取り調査(関係教員:中学校)
令和3年1月31日(日)	聴き取り調査(当該生徒保護者3回目)

実施年月日	内 容
令和3年 2月 8日 (月)	聴き取り調査 (関係生徒) 第11回いじめ調査部会 (再調査第6回審議)
令和3年 2月10日 (水)	聴き取り調査 (関係生徒)
令和3年 2月12日 (金)	聴き取り調査 (関係生徒)
令和3年 2月14日 (日)	聴き取り調査 (関係教員：高等学校)
令和3年 2月17日 (水)	聴き取り調査 (関係生徒) 第12回いじめ調査部会 (再調査第7回審議)
令和3年 2月25日 (木)	第13回いじめ調査部会 (再調査第8回審議)
令和3年 3月 4日 (木)	第14回いじめ調査部会 (再調査第9回審議)
令和3年 3月 9日 (火)	第15回いじめ調査部会 (再調査第10回審議)
令和3年 3月14日 (日)	聴き取り調査 (高等学校)
令和3年 3月18日 (木)	第16回いじめ調査部会 (再調査第11回審議)
令和3年 3月23日 (火)	第17回いじめ調査部会 (再調査第12回審議)
令和3年 3月25日 (木)	第18回いじめ調査部会 (再調査第13回審議)

おわりに

報告の終わりにあたり、御協力くださった御遺族、元生徒、保護者、教職員、関係機関等、すべての皆さまに深く感謝申し上げます。

いじめ、自殺防止への対応は、教育現場だけにとどまらない地域社会の最重要課題です。「いじめとは何か」「なぜ自殺したのか」等、十分な理解がなされていない現状の中で、いじめ、自殺防止への正しい理解が必要です。

「いじめ、自殺」は、私たちの周りに存在する根深い問題であり、当事者ではないからと見て見ぬふりをしてよいものではありません。いじめ、自殺防止対策についての知識を深め知っておくことは、誰かがいじめにあったとき、あるいは自らが危機状況に陥った時に役立つはずです。

本報告書が、御遺族、元生徒、保護者、教職員、関係機関等にとどまらず、地域住民やすべての方々にとって有益なものになることを願うとともに、今後、ひとりでもいじめに苦しむ児童生徒が無くなり、いじめ、自殺という痛ましい事態の発生を防止するために寄与することを祈念しつつ、改めて、亡くなられた生徒の御冥福をお祈り致します。

青森県青少年健全育成審議会 いじめ調査部会